

令和8年度富谷市学校体育施設開放

利用の手引き



富谷市教育委員会

学校体育施設開放

『学校教育上支障のない範囲で、教育委員会の管理する学校の施設（屋外運動場及び屋内運動場）をスポーツ・レクリエーションその他の社会教育の利用のために開放する。』

1. 利用できる団体

- (1) 市内に在住、在勤する者10名以上で構成されている団体であること。
- (2) 責任者としての成人の監督者が含まれていること。
- (3) 営利を目的とした団体でないこと。
- (4) コミュニティ作りを目的としたスポーツ・レクリエーション活動であること。

2. 登 録

- (1) 施設を利用希望の団体は、登録申請書（様式1）により教育委員会に申請して下さい。
- (2) 教育委員会で審査後、登録証を発行します。
- (3) 登録証の有効期限は、登録日からその年度の3月31日までとなります。
※翌年度も利用する場合には、改めて申請手続きが必要です。
- (4) 申請内容の変更・追加があった場合は、その都度、生涯学習課に連絡して下さい。

3. 使用申請及び許可

- (1) 使用する団体は、毎月各校区で行われる学校開放調整会にて登録団体間での日程調整を行い、教育委員会の許可を受けてください。
- (2) 追加申請・変更については、直接生涯学習課へ使用5日前までに申し込んでください。
窓口備え付けの利用許可申請書を提出する必要があります。
- (3) 学校の備品を使用する際は、備品使用申請書（様式3）により教育委員会を通して学校に申請して下さい。
- (4) 練習試合等で通常練習（登録内容）外の使用をする際は、登録内容外使用申請書（様式4）により教育委員会を通して学校に申請し、許可を得て下さい。
 また、練習試合等の際に、生涯学習課においてAEDの貸し出しも行っています。
 （但し、数に限りがございますのでご注意ください）
 ※ 公民館では受け付けません。

学校開放調整会議 （毎月 19：00又は19：30～）

区 分		会 場
富 谷 小 (体) (校)	富 谷 中 (体) (校)	富 谷 武 道 館
富 ヶ 丘 小 (体) (校)		富 ヶ 丘 公 民 館
日 吉 台 小 (体) (校)	日 吉 台 中 (体) (校) (テ)	日 吉 台 公 民 館
あ け 小 (体) (校)	富 谷 二 中 (体) (校) (テ)	あ け の 平 公 民 館
東 向 小 (体) (校)	東 向 中 (体) (校) (テ)	東 向 陽 台 公 民 館
明 石 台 小 (体) (校)		
成 田 東 小 (体) (校)	成 田 中 (体) (校) (テ)	成 田 公 民 館
成 田 小 (体) (校)		

（※都合により日時が前後する場合があります）

(体)：体育館 (校)：校庭 (テ)：テニスコート ※中学校の校庭は地域クラブ登録団体のみ利用可

4. 利用の不許可

次の事項に該当すると認めるときは、許可いたしません。

- (1) 学校教育上、支障があるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (3) 学校施設又は学校備え付けの物件を滅失し、又はき損するおそれのあるとき。
- (4) もっぱら私的営利を目的とするとき。
- (5) その他、教育委員会において支障があると認められたとき。

5. 利用許可の取消

団体が次の事項に該当するとき、利用許可を取消、停止又は中止いたします。

- (1) 利用団体登録の有効期限が満了したとき。(取消)
- (2) 利用できる団体の条件を満たさなくなったとき。(取消)
- (3) 利用団体が利用許可の条件に違反したとき。(取消)
- (4) 利用団体登録の廃止の届出をしたとき。(取消)
- (5) 学校施設使用上の心得を遵守せず、改善が見られなかったとき。(停止)
- (6) 天災など、又は公益上やむを得ない事由が生じたとき。(中止)

6. 利用取消、停止の期間

- (1) 利用取消の期間は、取消事由発生日からその年度の3月31日までとする。
- (2) 利用停止の期間は、停止事由発生の次の利用日から翌月末までとする。

7. 学校施設開放の日時

学校開放の日時は、基本的に1月1日から3日まで及び12月29日から31日までを除き、富谷市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則別表1のとおりとします。

8. 電灯料

屋内運動場を利用する団体が電灯を使用する際は、富谷市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則別表2に掲げる電灯料を毎月の調整会の際に納めてください。また、追加の場合は、使用申請書と共に、直接生涯学習課に納めてください。

※ ただし、次の事項に該当するときは、10割減免とします。

- (1) 市及び教育委員会主催事業
- (2) 学校及びPTA主催事業
- (3) スポーツ協会主催事業及び、町内会の全体的スポーツ大会
- (4) スポーツ少年団、子ども会育成会活動
- (5) その他、教育委員会が必要と認める事業

『児童・生徒の模範となるように使用上のルールを守り、
明日は子供たちの教育の場
であることを忘れないように』

9. 学校施設使用上の心得

次の事項を厳守し使用して下さい。

- ① 学校敷地内での飲酒・喫煙はしないこと（駐車場も含む）。
- ② 使用許可箇所以外には、立ち入らないこと。
- ③ ゴミは、必ず持ち帰ること。
- ④ 借用用具以外の用具、設備は使用しないこと。また、使用後はもとの場所にもどし、整理整頓を行うこと。
- ⑤ 申請時間を厳守し、準備から清掃、退出までを時間内に行うこと。
- ⑥ 騒音、違法駐車等により、近隣住民の迷惑にならないこと。近隣住民等から苦情があった場合は、利用団体が誠意をもって対応すること。
※ 学校の多くは住宅地の中にあり、特に夜間は音が響きますので、十分にご注意ください。また、早朝の掛け声や始動時の声も騒音となりますので、ご注意ください。
- ⑦ 施設、その他用具などを破損した場合は、利用団体の責任において弁償すること。
※ 使用日誌に記入し、すみやかに生涯学習課に申し出ること。
- ⑧ 火気の使用は、禁止とする。
- ⑨ 電源コンセント等を使用する場合には、事前に生涯学習課をとおして学校の許可を得ること。
- ⑩ 利用団体が所有する器具等は、学校施設に保管せず、必ず持ち帰ること。
- ⑪ 使用後は、必ず使用日誌（様式2）にて報告すること。日誌は、各学校の郵便受けに入れること。使用時の責任者、使用人数等を正確に記入すること。
- ⑫ 都合で使用できなくなったときは、生涯学習課へ事前にその旨を必ず連絡すること。
- ⑬ 利用目的以外に使用しないこと。
- ⑭ 登録証、セキュリティカードを他団体に譲渡、貸与しないこと。
- ⑮ 施設使用中に生じた事故は、登録団体の責任で対応すること。また、責任者は速やかに生涯学習課へ事故報告をすること。
- ⑯ その他、学校が定める施設使用のきまりがある場合、それらを守ること。

《屋内運動場（体育館）の使用について》

- ⑰ 土足での出入りは、堅く禁止する。上履きは室内用の運動靴とし、床面に傷のつくような履物は使用しないこと。
- ⑱ ボール等の用具は、屋外で使用しているものは使用せず、屋内専用のものを準備し使用すること。
- ⑲ 器具を使用する場合は、床面に傷をつけることのないよう十分に注意すること。
- ⑳ 体育館内での飲食は禁止とする（水分補給は可）。
- ㉑ ステージ、ギャラリーには上がらないこと。
- ㉒ 防球ネットは、必ずステージ前に張ってから使用すること。

《屋外運動場（校庭）の使用について》

- ㉓ 校庭及び駐車禁止の場所への車の乗り入れはしないこと。
- ㉔ 水飲み場に、飲食物等は流さないこと。砂、泥等で汚れた時は、きちんと清掃すること。
- ㉕ 使用時にできた凹凸については、整備し、平らな状態に戻して返却すること。

施設利用の留意事項について

使用について

- 1 練習試合などで人数が多くなる場合は、補充用トイレトーパーをご持参ください。
- 2 駐車場は台数に限りがあるので、乗り合わせ等にご協力願います。
- 3 使用日誌は調整会議資料ケース内または生涯学習課窓口にありますので、使用する分をお持ちください。学校に置いているのは、先生方のご厚意によるものです。
- 4 その他、利用の手引き 3 ページ「学校施設使用上の心得」の厳守をお願いいたします。
- 5 タグキーは登録してある学校のBOXしか開けることができません。登録していない学校を利用する際は、その都度スポーツセンター窓口で該当学校のタグキーの受け取りと返却をお願いいたします。

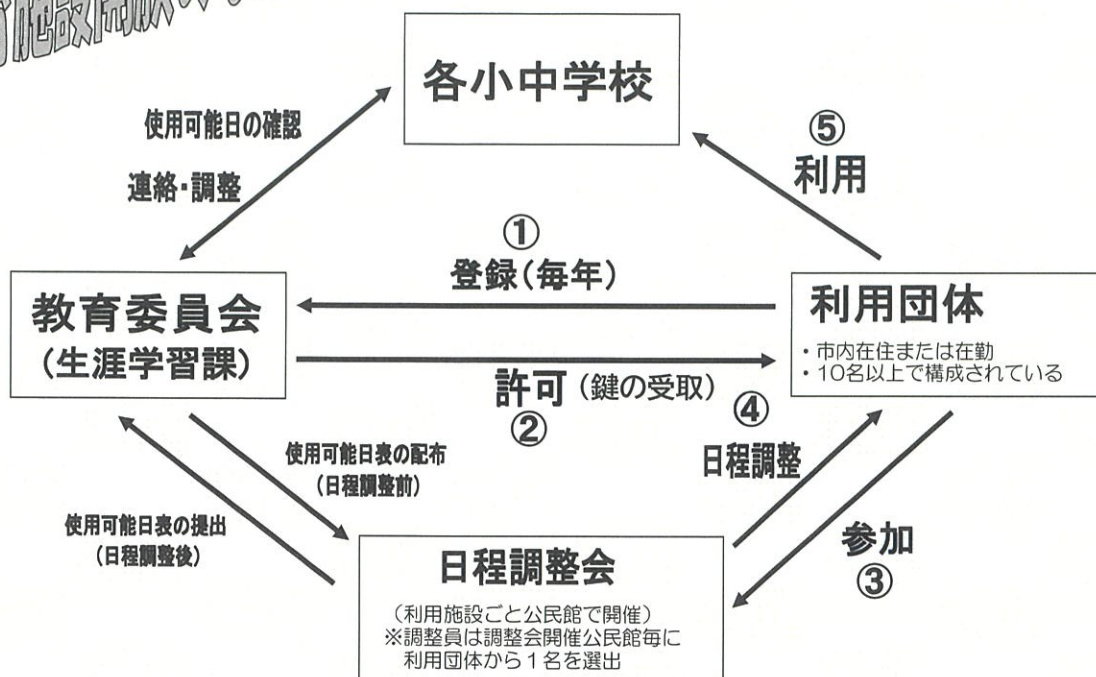
申請について

- 1 申請及び電灯料支払いを含めて 5 日前までの申請となります。
- 2 キャンセル時は、利用当日でも良いので、生涯学習課まで連絡をお願いいたします。事後報告でも、生涯学習課から学校へ連絡を入れています。
- 3 調整会議時に、開放禁止になっていた時間帯を調整会議後に開放することはいたしませんので、ご了承ください。
- 4 調整会議は、利用日程を調整する場ですので、登録団体同士で話し合いをしていただき、公平・平等に施設の利用調整を行うようお願いいたします。新規登録団体がある場合、該当地区の連絡調整員へ事前に連絡させていただきます。
- 5 既に入っている予約を交換する場合、交換する団体両者から生涯学習課へ連絡を入れていただくようお願いいたします。

申請書・日程表の記入について

- 1 省略せず、すべての欄に記入をお願いします。
- 2 申請書・日程表の照らし合わせを必ず行い、間違いのないことを確認願います。
- 3 体育館トイレのみ使用の場合は、トイレのみと記入し、申請書の提出もお願いします。
- 4 体育館片面使用の場合は 1 本線、全面の場合は二重線をご記入願います。

学校体育施設開放のながれ



【新規登録】

- ①生涯学習課へ申請書提出
 - ・学校体育施設開放利用団体登録申請書
(登録要件：富谷市内在住・在勤の方10名以上)
 - ②生涯学習課より利用許可決定
 - ・生涯学習課窓口で登録学校施設の鍵（タグキー）を受け取り
 - ③日程調整会に出席
 - ・登録学校施設の地域ごとに市民センター等で毎月開催（次月の利用予定を調整）
 - ④学校施設の利用
 - ・学校開放使用報告書の提出
- ※初めて使う施設の場合は事前に使用の仕方について学校へ確認をお願いします
その後は③⇒④の繰り返し

【登録外学校施設の利用】

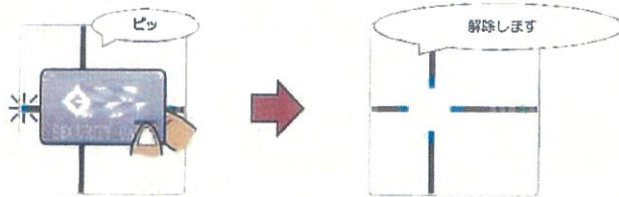
- ・登録した学校施設以外にも調整会後に空きがあれば使用することができます
 - ・調整会の翌開庁日の13時～空き状況の確認を生涯学習課の電話にて受付しています
 - ・追加の使用申請は直接生涯学習課へ使用5日前までに申し込んでください
窓口備え付けの利用許可申請書を提出する必要があります
 - ・使用する日の前に生涯学習課窓口にて登録外学校施設の鍵の受け取りをお願いいたします
 - ・登録外学校施設の鍵は数が限られておりますのでこまめに返却をお願いします
- ※初めて使う施設の場合は事前に使用の仕方について学校へ確認をお願いします

学校（屋内運動場に限る）連絡先

学 校 名	Tel	シングルキープールシステム設置
富 谷 小 学 校	3 5 8－2 0 8 9	セノン東北管制センター 022-212-5317
富ヶ丘小学校	3 5 8－3 8 1 4	
日吉台小学校	3 5 8－1 4 8 6	
あけの平小学校	3 5 8－7 4 4 4	
東向陽台小学校	3 5 8－4 5 7 7	
成田東小学校	3 5 1－7 6 3 1	
成 田 小 学 校	3 5 1－7 5 6 7	
明石台小学校	7 7 2－5 3 0 7	
富 谷 中 学 校	3 5 8－2 0 4 2	
富谷第二中学校	3 5 8－3 2 9 1	
東向陽台中学校	3 7 3－8 7 7 7	
日吉台中学校	3 5 8－1 6 2 9	
成 田 中 学 校	3 4 8－3 3 5 3	
富谷市教育委員会 生涯学習課	Tell 3 5 8－5 4 0 0 Fax 3 5 8－9 1 5 9	

鍵の取り出し方法(警備解除)

- ①警備カード・タグを**非接触リモコン**の中心付近に近づけて**1秒間**かざして下さい。



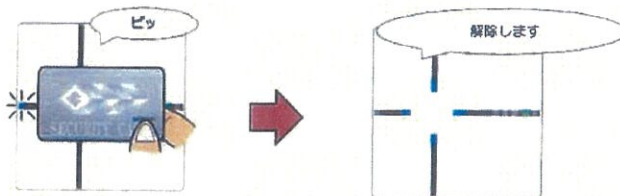
⇒「ピッ」音に続けて「解除します」のメッセージが流れ、キーボックスが開きます。

警備が警戒中だと警備解除もされます。

- ②キーボックスより鍵を取り出し、蓋を手で押して閉めてください。
※蓋が開いたままですと故障の原因となります。

鍵の収納方法及び警備セット操作

- ①警備カード・タグを**非接触リモコン**の中心付近に近づけて**1秒間**かざして下さい。

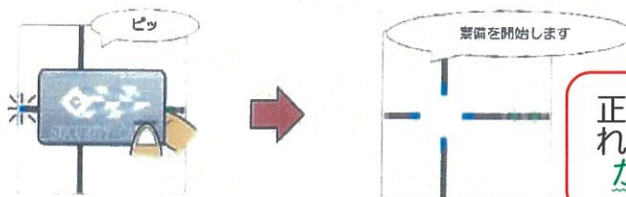


⇒「ピッ」音に続けて「解除します」のメッセージが流れ、キーボックスが開きます。

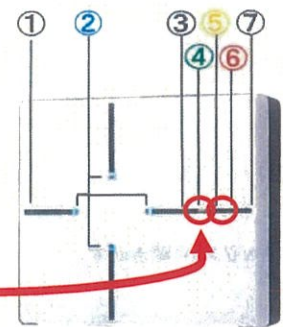
- ②キーボックス内部の緑色トレイの上に鍵を収め、蓋を手で押して閉めてください。

- ③警備カード・タグを**非接触リモコン**の中心付近に近づけて**3秒間**かざして下さい。

※ご注意 ⇒「ピッ」音が鳴ってもかざしたまま、アナウンスが出るまで



正常に警備セットされた場合は緑ランプが2つ点灯します

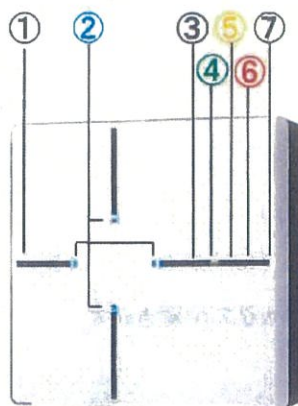


⇒「ピッ」音の3秒後に「警備を開始します」のメッセージが流れ、警戒灯が緑表示になり、警備セットになります。

警備セット中の非接触リモコンのランプは④警戒灯、⑤確認灯が緑色に点灯します。

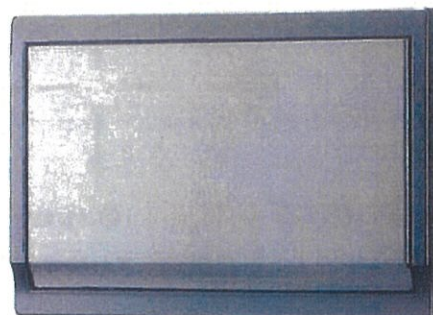
お問い合わせ
セノン東日本管制センター 03-5317-5919

各部の名称と働き



非接触リモコン

⑩



キーボックス

⑧



非接触カード

⑨



非接触タグ

①確認灯

カード認証により青点灯します。
使用できないカードの場合には赤点灯します。

②ガイド灯

通常、青点灯しています。カードはこの付近に近づけます。
黄点滅: セットミス動作中。
赤点滅: 警報発生。

③通信灯

非常通報機との通信ラインを介してデータの送受信ができなくなると赤点灯、又は赤点滅します。

④警戒灯

本機が管理するテナントの警備セットおよび警備解除の状態を表示します。

⑤確認灯

電気錠、キーボックスを接続した場合、扉と電気錠の状態を表示します。

⑥チェック灯

本機が管理するテナントのセンサループ(戸締り等)の状態を表示します。

⑦巡回灯

本機が管理するテナントの巡回および清掃の状態を表示します。

⑧非接触カード／⑨非接触タグ

非接触カード・非接触タグは、非常通報機で登録することにより使用できるようになります。警備セットするとき、警備解除するとき、鍵を取り出すときに使用します。

※紛失や盗難に十分ご注意ください。

⑩キーボックス

鍵を保管します。警備リモコン操作にて蓋が開きます。閉める時は蓋を手で押してください。
鍵は緑色のトレイ上に置いてください。

○ 富谷市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

昭和 61 年 9 月 30 日

教委規則第 10 号

富谷市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和 50 年富谷町教委規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 44 条第 1 項の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲で富谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の管理する学校の施設を、スポーツ、レクリエーションその他の社会教育のための利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（平 20 教委規則 4・平 28 教委規則 9・一部改正）

（定義）

第 2 条 この規則において「学校施設」とは、屋外運動場及び屋内運動場をいう。

（平 28 教委規則 9・一部改正）

（教育委員会の責任）

第 3 条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校施設の開放を行う学校の校長（以下「学校長」という。）は、一切の責任を負わないものとする。

（学校施設の開放）

第 4 条 学校施設の開放は、次の各号の定めるところによる。

（1）スポーツ開放

運動会、競技会その他スポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、屋外運動場及び屋内運動場を開放する。

（2）遊び場開放

幼児及び児童の遊びとしての利用に供するため、小学校の屋外運動場を保護者管理を原則として開放する。

（利用することができる団体）

第 5 条 学校施設を利用することができる団体は、市内に在住し、又は在勤する者 10 人以上で構成され、かつ、責任者としての成人が含まれ教育委員会に登録された団体とする。

（平 28 教委規則 9・一部改正）

（利用許可）

第 6 条 学校施設を利用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により教育委員会が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ学校長の意見を聴かなければならない。

（利用の不許可）

第 7 条 教育委員会は、学校施設を利用しようとする団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないものとする。

（1）学校教育上、支障があるとき。

（2）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

（3）学校施設又は学校備付けの物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

（4）専ら、私的営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会において支障があると認められたとき。

(平 28 教委規則 9・一部改正)

(利用制限)

第 8 条 第 6 条の規定により利用許可を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、学校施設内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品販売等の商行為を行うこと。
- (2) 酒類を飲むこと。
- (3) ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (4) 学校施設使用上の心得を遵守しないこと。

(利用許可の取消し)

第 9 条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、利用許可を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 利用団体がこの教育委員会規則又は利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 天災等又は公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止された場合において、利用する団体に損害があっても教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。

(平 22 教委規則 5・平 28 教委規則 9・一部改正)

(学校施設開放の日時)

第 10 条 学校開放の日時は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除き、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のある場合は、教育委員会は開放の日時を変更することができる。

(平 22 教委規則 5・平 28 教委規則 9・一部改正)

(損害賠償)

第 11 条 利用団体は、その構成員が故意又は過失により学校施設又は学校備付けの物件を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平 28 教委規則 9・一部改正)

(管理員)

第 12 条 開放学校に管理員を置く。

- 2 管理員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 管理員は、教育委員会の命を受け、学校開放に伴う施設及び設備の管理に当たるものとする。

(電灯料)

第 13 条 利用団体は、屋内運動場を利用する場合で電灯を使用するときは、別表第 2 に掲げる電灯料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、全額免除とする。

- (1) 市及び教育委員会主催事業
- (2) 学校及び PTA 主催事業
- (3) 体育協会主催事業及び行政区の全体的スポーツ大会
- (4) スポーツ少年団及び子ども会育成会活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(平 28 教委規則 9・一部改正)

(その他)

第 14 条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした、富谷町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年富谷町教育委員会規則第1号）第7条第1項の規定によりなされた利用許可は、この規則の第6条第1項の規定による利用許可とみなす。

(平28教委規則9・一部改正)

- 3 前項に規定する利用許可に係る当該施設の使用料については、なお従前の例による。

(暫定措置)

- 4 この規則の第13条の規定による電灯料は、昭和61年12月31日まで全額免除するものとする。

附 則（平成3年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第2号）

この規則は、平成8年1月26日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第7号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第9号）

この規則は、平成28年10月26日から施行する。

附 則（令和7年教委規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年教委規則第5号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）（平14教委規則2・平22教委規則5・一部改正）

施 設	開放する日	開 放 す る 時 間	
		4月～11月	12月～3月
校 庭	土・日・祝休日 長期休業日	5:00～19:00	7:00～18:00
	平 日	17:00～19:00	17:00～18:00
体育館	土・日・祝休日 長期休業日	9:00～21:00	9:00～21:00
	平 日	17:00～21:00	17:00～21:00

別表第2（第13条関係）（平14教委規則7・全改，平20教委規則4・一部改正）

区 分	電灯料（夜間）
富谷小学校	300円
富ヶ丘小学校	300円
東向陽台小学校	300円
あけの平小学校	300円
日吉台小学校	300円
成田東小学校	300円
成田小学校	300円
富谷中学校	300円
成田中学校	300円
明石台小学校	300円
富谷第二中学校	300円
東向陽台中学校	300円
日吉台中学校	300円

小学校

中学校

学 校 長	学校担当
生学課長	生学担当

学校体育施設開放使用日誌

使用日時	令和 年 月 日（ ） ： ～ ： まで		
使用団体名		使用責任者	
使用目的			
使用施設	体育館 ・ 校庭 ・ テニスコート	使用人数	名
確認事項	① 備品の現状復帰 ・ ・ ・ ・ ・（ ） ② 使用施設の清掃 ・ 裏面チェックシートへ！ ③ ゴミの後始末 ・ ・ ・ ・ ・（ ） （ ）内に○をつけながら確認して下さい ④ 電灯の消灯 ・ ・ ・ ・ ・（ ） ⑤ 戸締りの点検 ・ ・ ・ ・ ・（ ）		
	施設・備品などを通して、お気づきの点がありましたらご記入下さい。		
学校担当報告			

チェックシート

場所	項目	チェック	備考
校庭	・水道まわりは、清掃しましたか。		
	・コンクリート部分の砂は、掃きましたか。		
	・グラウンドは、ならしましたか。		
体育館	・アリーナのモップがけ、掃き掃除をしましたか。		
	・ゴミは、捨てましたか。		
	・玄関(靴箱)		
	・器具の整理整頓		
	・施設の破損はありませんか。		
	→ ある場合は、表面に記入ください。		
トイレ	・便器		
	・床		
	・汚物入れ		
	・水道まわり		

※チェックをしたら「○」印を記入して下さい。
使用していない場所は、斜線を引いてください。